

第Ⅰ章 景観計画

I. 基本理念及び基本目標

I-1 基本理念

本市の景観は、北部に奥深く広がる山地とそこから流れ出す河川、そして関東平野に向かって広がる南部の平地が土台となり、地域の自然や風土、歴史文化や人々の暮らしの営みの中で、長い年月をかけて形成されてきました。

そこで、「景観は、地域の自然、歴史、文化等の諸要素と、人々の生活や経済活動との調和により形成され、快適で質の高い生活環境に不可欠なものであり、地域の魅力を映し出すものとして次世代に受け継ぐべき住民一人ひとりの共有の資産である」という考え方のもと、総合的かつ計画的に良好な景観の形成を図っていくために、基本理念を次のとおり定めます。



—水と緑と万葉の景に彩られ

人々が快適に暮らすまち —



「水と緑と万葉の景」は、本市が美しい清流や緑豊かな森林をはじめ、自然環境に恵まれた地域であること、万葉集の東歌に登場するように薫り高い歴史と文化を育んできた地域であることを踏まえ、地域を特色づけるこうした諸要素が複合し織り成す景観を世代から世代に受け継いでいくという意味が込められています。

また、「人々が快適に暮らす」は、住んでいる人はもとより、訪れる人、学ぶ人、働く人等、本市で暮らす人々が快適で質の高い生活環境を享受できる景観を形成するという意味が込められています。

I - 2 基本目標

基本理念の実現を図るため、次のとおり3つの基本目標を掲げます。

1. 地域の良好な景観の形成に向けて景観まちづくりを展開します

良好な景観の形成は、景観整備の事業のみで実現できるものでなく、地域に暮らす人々が、自分たちの地域の景観について目指すべき景観像を共有し、その実現に向けて事業者や行政とともにまちづくりとして取り組むことが大切です。

地域の個性的で魅力ある景観を守り、育て、創造する総合的なまちづくりである景観まちづくりを展開していきます。

2. 良好な景観を形成し、住みたい、訪れたい、交流したいまちを目指します

良好な景観を築き、快適な生活環境の中で暮らす人々の様子は、観光で訪れた人たちの目にもとても新鮮で魅力的に映ります。

暮らしに優しい生活環境を整えるとともに、本市の観光の推進への取り組みとタイアップし、地域の魅力ある景観を観光資源として活用することで、地域住民と来訪者がいきいきと交流できる空間を創出します。

3. 長期的な視点に立った景観の形成を図り、次世代に良好な景観を繋ぎます

本市の良好な景観は、先人たちが日々の暮らしの積み重ねの中で、守り、育ててきたものです。

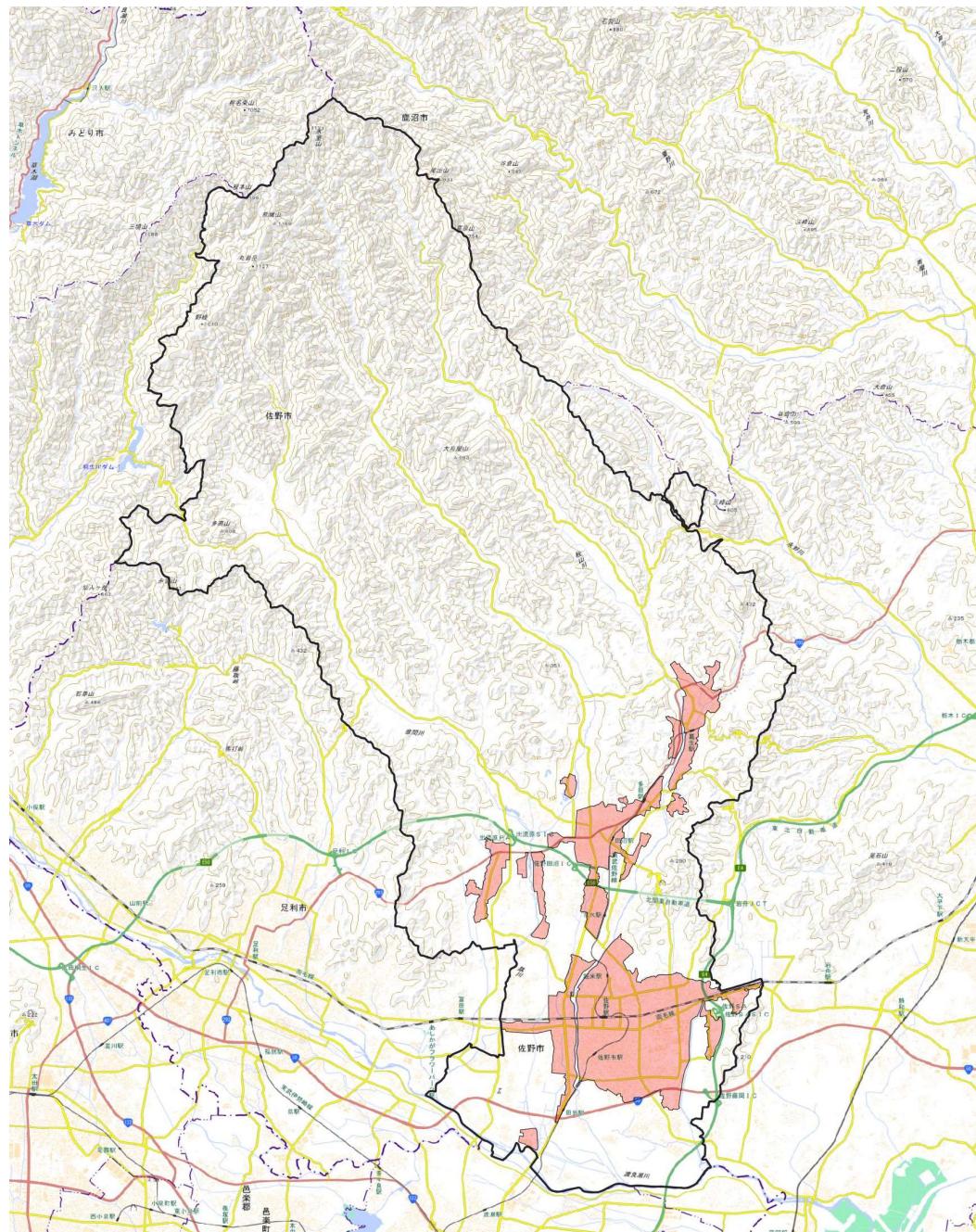
この地域固有の大切な財産に愛着や誇りを持ちながら、じっくりと景観形成を進めていき、自分たちの時代から次世代に良好な景観を繋いでいきます。

2. 景観計画区域（法第8条第2項第1号関係）

本市の景観資源や景観構造を活かし、地域の特性に応じた良好な景観形成を図っていくことから、佐野市全域を景観計画区域とします。



景観計画区域

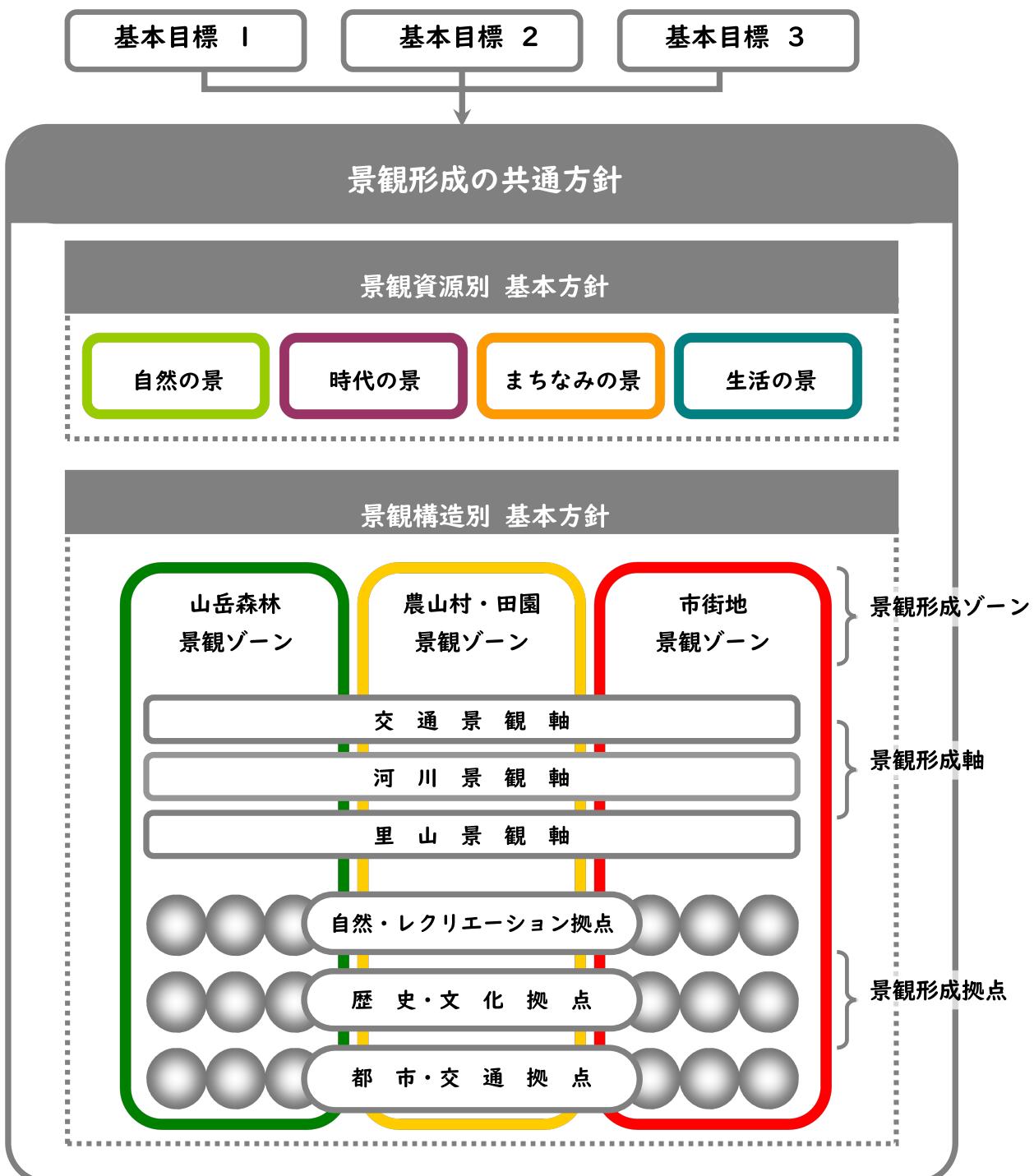


出典：国土地理院

3. 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項関係）

3-1 景観形成方針の体系

基本目標を実現するために、「景観形成の共通方針」と、景観資源を活かした方針「景観資源別基本方針」、景観構造に着目した方針「景観構造別基本方針」で構成します。



3－2 景観形成の共通方針

3つの基本目標を達成するために、市全域にかかる良好な景観形成の方針について、5つの共通事項を定めます。

I 個性ある景観資源と特徴ある景観構造を活かした景観形成

地域の豊富で多様な景観資源に応じた適切な保全、改善または創出を図ります。
また、景観構造に着目して区域分け（ゾーニング）し、土地利用計画と連動した景観形成を図ります。

2 地域の個性を際立たせる景観形成

景観形成重点エリアの指定や景観法に基づく諸制度を活用し、地域の個性を十分活かしたメリハリのある景観形成を図ります。

3 暮らしの身近なところからはじめる景観形成

地域の景観に関心を持ち、個人や近所、仲間同士で身の回りの景観づくりに励み、地域活動やまちづくり、そして市の取組に発展する景観形成を図ります。

4 各分野の取組と連携した景観形成

観光、環境、農業、林業、地域活性化等、様々な分野との連携を図り、総合的で計画的な景観形成を図ります。

5 市民・事業者・行政の協働による景観形成

市民、NPO、事業者、市による協働により、各々の地域の景観づくりにおける役割と責任を認識して景観形成を図ります。

3－3 景観資源別基本方針

景観の特性と課題（序章3－2）をもとに、景観資源の特徴を活かした景観形成を進めていく上で、自然の景（自然景観）、時代の景（歴史・文化景観）、まちなみの景（まちなみ景観）、生活の景（人文景観）の4つの景の基本方針を示します。

自然の景 －水と緑に恵まれた自然と共生する景観形成－

- 方針1 四季を彩る豊かな森林景観の保全
- 方針2 潤いと安らぎを与える河川景観の保全
- 方針3 ふるさとの原風景となる農山村・田園景観の保全
- 方針4 良好的な眺望景観の確保

時代の景 －万葉の昔からの歴史を継承する景観形成－

- 方針1 名高い歴史資源を活かした景観づくり
- 方針2 地域固有の身近な歴史・文化景観の継承
- 方針3 歴史探訪できる広域的なネットワークの構築

まちなみの景 －都市アメニティを向上させる景観形成－

- 方針1 地域の特性を活かした快適な道路空間の形成
- 方針2 市民に親しまれる公共施設等の景観形成
- 方針3 周辺環境と調和した商・工業地の景観形成
- 方針4 住み続けたくなる快適な居住空間の形成

生活の景 －日常の暮らしの様子が感じられる景観形成－

- 方針1 季節の風物詩である祭事・イベントの継承
- 方針2 伝統工芸・食文化及び地域活動の情報発信

自然の景　—水と緑に恵まれた自然と共生する景観形成—

景観の特性と課題で自然景観として挙げられた景観資源を活かし、良好な景観を形成していくための方針です。

方針1　四季を彩る豊かな森林景観の保全

林業の持続的で健全な発展のため、計画的な森林整備を促進し、森林景観の保全を図るとともに、人と自然、動植物との関わり合いを大切にした景観形成を図ります。

■計画的な整備による森林景観の保全

良好な山並み景観を形成する森林を計画的な整備のもと、林業の振興を図りながら保全します。

■森林景観の観光や環境学習の場としての活用

豊かな森林景観を身近に感じ、理解を深めるため、山や滝等の自然とのふれあいを取り入れた観光や森林環境学習、エコツーリズムを推進します。

■森林に生息する動植物の生態系への配慮

森林地帯に生息する多様な動植物も景観資源の1つとして捉え、それらの生態系の維持保全を図るとともに貴重種の保全を図ります。

方針2　潤いと安らぎを与える河川景観の保全

河川の水辺空間は、治水・利水機能を十分果たせる環境を整えるとともに、市民の余暇活動の場として親しまれる景観形成を図ります。

■良質な水を供給する河川環境の保全

良質の水を供給する河川環境を保全するため、河川流域の森林・農地の適正管理、生活排水、工場・事業所排水の適正処理に努めます。

■余暇活動の場としての水辺空間の活用

河川敷や堤防等を利用し、散策やお花見、サイクリング等の身近な余暇活動の場として利用できるよう、魅力的な親水空間を演出します。

■湧水の水質・水量の維持と周辺環境の保全

磯山弁天池等の地域を潤す湧水の水質・水量を維持するとともに、周辺環境の一体的な景観を保全します。

方針3 ふるさとの原風景となる農山村・田園景観の保全

中山間部の丘陵地や市街地周縁部に広がる優良農地の営農環境を整え、ふるさとの原風景である集落の落ち着きのある景観を保全します。また里山、里地と人とのよき関わり合いを継承し、平地林や寺社林を適切に保全します。

■農山村景観の保全と中山間地域の活性化

中山間部の農山村固有の景観を保全しつつ、地域の景観資源を活かした取り組みにより都市と農村の交流を深め、活性化に繋ぐことを推進します。

■平野部に広がる田園集落の景観の保全

市街化周縁部に広がる平野の田園集落の景観を保全し、良好な営農環境を整え、周辺環境と調和した景観形成を図ります。

■平地林や寺社林の保全

身近な自然環境を保全していくために、森林保全のための各種制度を活用し、平地林や寺社林の保全を図ります。

方針4 良好的眺望景観の確保

良好的眺望を有する場所の周辺環境を整えるとともに、季節や時間帯により移ろう魅力ある眺望を確保するため、視対象となる景観について留意した景観形成を目指します。

■眺望スポット周辺の環境整備

眺望するスポットの整備や案内板、サイン等を設置するとともに、樹木の枝葉、電線、広告等、眺望を妨げる要因の改善を必要に応じて図ります。

良好な眺望を有する主な視点場

視点場	主な視対象
城山公園	市街地（佐野駅前通りの三角屋根の連なり）
唐沢山 天狗岩	市街地のまちなみ、田園風景、市街地を囲む山並み
三毳山 展望台	市街地のまちなみ、田園風景、市街地を囲む山並み
出流原弁財天	市街地のまちなみ、田園風景、市街地を囲む山並み
愛宕山 展望台	市街地のまちなみ、田園風景、市街地を囲む山並み
嘉多山公園	葛生大通り、市街地を囲む山並み
熊鷹山	日光連山
松風の道 ハイキングコース	田園風景、日光連山
彦間浅間 遊歩道コース	日光連山、筑波山、富士山

時代の景　－万葉の昔からの歴史を継承する景観形成－

景観の特性と課題で歴史・文化景観として挙げられた景観資源を活かし、良好な景観を形成していくための方針です。

方針1　名高い歴史資源を活かした景観づくり

佐野氏が拠った山城として著名な歴史的資源であり、県立自然公園としても自然環境の保全が望まれる唐沢山城跡や、年間通して多くの参拝客が訪れる佐野厄よけ大師は、周辺の建築物や工作物と一体的な景観形成を図り、歴史情緒ある雰囲気を活かしたまちなみの演出に努めます。

■国指定史跡・唐沢山城跡を活かした一体的な景観形成

唐沢山城跡は、歴史・文化的景観として重要性が高いため、文化財保護の観点からも維持保全し、山城としての良好な眺望景観の確保に努め、地域のシンボルとなる景観形成を図ります。

■佐野厄よけ大師周辺の一体的なまちなみの演出

佐野厄よけ大師周辺の建築物や工作物は、住宅や店舗共通のデザインコードの採用等により、周辺と一体的な景観形成を図り、歴史情緒ある雰囲気を活かした空間の演出を図ります。

方針2　地域固有の身近な歴史・文化景観の継承

地域固有の歴史・文化資源は、その地域の生い立ちを現在、そして未来に伝える重要な資源であるため、地域コミュニティが主体となり、大切に継承していきます。

■地域で親しまれる景観資源の発掘と活用

地域で親しまれてきた景観資源を発掘して磨き上げるとともに、適切に評価して活用を図ります。

■地域のランドマークとなる建造物や樹木の保全

地域のランドマークとして親しまれている歴史的建造物や樹木は、適切な管理方法を検討し、維持保全していきます。

■地域の伝統芸能・文化や民話等の伝承

地域の伝統芸能・文化や、地域の歴史や成り立ちを今に伝える言い伝え・民話等を通して地元への理解を深め、愛着を醸成するよう図ります。

方針3 歴史探訪できる広域的なネットワークの構築

日光東照宮へ例幣使が通行していた道である日光例幣使街道を活かした広域的な景観形成を検討します。また、回遊性を持たせたネットワークの構築を図り、歴史・文化的資源を活用した景観形成を図ります。

■日光例幣使街道の広域的な景観づくり

広域的な視点が必要となる日光例幣使街道沿いの景観は、本市、足利市、栃木市及び鹿沼市の県内4市と観光協会で構成される「例幣使道軸共同開発協議会」の事業取り組みと連携して、地域の特性を活かした魅力ある空間の創出を図ります。

■歴史テーマを持たせたネットワークづくり

本市に縁のある人物と関連する建造物や施設等を把握し、それらに物語性をもたせて結ぶネットワークの構築を図ります。

まちなみの景　—都市アメニティを向上させる景観形成—

景観の特性と課題でまちなみ景観として挙げられた景観資源を活かし、良好な景観を形成していくための方針です。

方針Ⅰ 地域の特性を活かした快適な道路空間の形成

道路は、都市間、地域間を連絡する交通路であるとともに、防災空間、環境空間、下水道や電線等の収容空間でもある都市施設であり、まちなみ景観の骨格を構成する重要な要素です。地域の沿道建築物と連携し、それぞれの役割と特性を活かし、快適な沿道空間を創出します。

■ テーマ性をもたせた道路の魅力ある空間演出

本市の顔として新たに景観形成重点エリアに指定したシンボルロード
(主要地方道桐生岩舟線の一部及び佐野駅前通り、市道1級1号線の一部)
や日光例幣使街道、フルーツ街道等は、道路整備や改修に合わせハード、
ソフトの両面から、テーマ性のある魅力ある道路空間の演出を図ります。

■ インター周辺の秩序ある景観形成

東北自動車道佐野藤岡 IC 及び北関東自動車道佐野田沼 IC 周辺は、市外
から多くの来訪者を迎えるため、屋外広告物の適切な掲出の誘導等により、
来訪者をもてなす演出を図ります。

■ 主要な道路のみどりの連続性と見通しある眺望の確保

幹線道路をはじめとする主要な道路は、街路樹の整備や沿道建築物の道
路際や敷地内の緑化推進によって、道路空間の緑の連続性を確保するとともに、
交差点等の交通結節点からの見通しに配慮することで、背景となる山並みの眺望空間を確保します。

■ 共通性をもたせた公共サインの設置

案内標識や観光案内板の公共サインは、地域の景観に配慮した設置を行うとともに、デザインに共通性をもたせ、市民や来訪者が容易に認識できるように工夫します。

方針2 市民に親しまれる公共施設等の景観形成

公共施設や公益施設、公園、駅周辺は、多くの市民の日常生活に関わってきます。地域の人々に親しまれ、地域の景観の先導的な役割を担うにふさわしい景観形成を図ります。

■地域の景観の基調となる公共施設等の景観形成

市役所庁舎、学校、公民館等の公共施設及び公共的施設は、恒久的な地域のランドマークであり、市民の利用度も高いことから、周辺環境との一体性を考慮し、地域の景観を先導するような景観形成を図ります。

■公園の適切な維持管理

市街地の公園は、身近な余暇活動やレクリエーションの場として、多くの市民に親しまれていることから、それぞれ配置された特性に合わせ、適切に維持・管理し、安らぎと潤いを与える場としての魅力を高めます。

■各駅周辺の良好な景観形成

通勤や通学等で多くの人々に利用される各駅周辺では、歩行者や自転車に優しい環境を整えるとともに、秩序ある景観形成を図ります。

方針3 周辺環境と調和した商・工業地の景観形成

地域の良好な景観に配慮した建築物等の建築や敷地の利用を図り、訪れる場、働く場としてふさわしい景観形成を図ります。

■魅力と賑わいのある商業地の景観の創出

商業地は、中心市街地やロードサイドの商業地等、各地域の特性を活かした魅力と賑わいのある景観を創出します。

■緑豊かな工業地景観の形成

工業地は、敷地と道路の半公共的な空間の緑の創出や敷地内緑化に努め、日常働く場として緑豊かで親しみのもてる景観形成を図ります。

■地域の基準に合った適切な屋外広告物の設置

地域の景観に配慮し、安全性にも考慮した適切な屋外広告物の掲出を図ります。

方針4 住み続けたくなる快適な居住空間の形成

住宅地が形成された背景とその雰囲気を大切にしながら、地域住民が主体となった緑豊かで安全安心な暮らしに繋がる良好な住環境の景観形成を図ります。

■地域の雰囲気を大切にした住宅地の景観形成

住宅地は、その地域の地形的な特徴や歴史的な成り立ちに配慮し、その雰囲気を大切にした住宅地の景観形成を図ります。

■緑あふれる落ち着いた住宅地景観の形成

住宅敷地と道路を一体的に捉え、半公共的な空間を季節感のある花や緑で演出するとともに、敷地内緑化に努め、緑あふれる落ち着いた住宅地の景観を図ります。

■安全・安心な暮らしに繋がる住環境の形成

安全安心な暮らしに繋がる地域の景観づくりの取り組みを推進するとともに、地域の快適な住環境を維持できるよう、私有地の適切な維持管理を推進します。

生活の景　—日常の暮らしの様子が感じられる景観形成—

景観の特性と課題で人文景観として挙げられた景観資源を活かし、良好な景観を形成していくための方針です。

方針1　季節の風物詩である祭事・イベントの継承

季節のまつり、イベント等は市内外問わず多くの人が交流する場であり、たくさんの人で賑わう景観を演出します。個々のまつりやイベントの特性を広く共有し、季節感ある賑わいにあふれた祭事やイベントの景観の演出や保全に努めます。

■本市を代表する祭事・イベントの推進

さの秀郷まつりや一瓶塚稻荷神社の初午祭り、くずう原人まつり等に代表される季節の祭事やイベントは積極的に情報発信し、多くの人々の参加や来訪を促進し、賑わいのある景観の演出に努めます。

■地縁と結びついた地域の祭事・イベントの継承

地域住民の心の拠り所として長年親しまれる地域の民俗芸能や神社仏閣の祭事は、住民が主体となって世代間交流を通じ、継承していきます。

方針2　伝統工芸・食文化及び地域活動の情報発信

本市ならではの伝統工芸や食文化、日常の地域活動等を支えるとともに、多くの人にその魅力や活動内容を情報発信します。

■伝統工芸や食文化の情報発信と活用

本市を代表する伝統工芸や食文化を情報発信し、多くの人に親しみをもってもらうとともに、観光資源への活用やブランド品の推奨等により、魅力ある地域資源としての活用を図ります。

■地域団体や町会の活動の取組支援

地域の良好な景観形成に関わる取組を行っている団体に対し、活動しやすい環境を整えるとともに、多くの人に活動内容を知ってもらい、さらなる活動の広がりに繋がるよう情報発信します。